

**ニュータウンの課題解決を目指す
インフラ包括管理の導入検討調査**

(プロポーザル方式)

募 集 要 項

令和6年5月

川西市 土木部 道路整備課

目 次

第1章 募集要項

1. 目的
2. 本業務の概要
3. 参加資格
4. 日程
5. 応募の手続き等
6. 事業者の選定
7. 参加者の失格
8. 契約に関する事項
9. その他
10. 問い合わせ先

第1章 募集要項

1. 目的

本要項は、令和6年度に実施する「ニュータウンの課題解決を目指すインフラ包括管理の導入検討調査」（以下「本業務」という。）の選定をプロポーザル方式により実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 本業務の概要

- (1) 業務名 ニュータウンの課題解決を目指すインフラ包括管理の導入検討調査
- (2) 業務内容
 - ①インフラ包括管理の導入検討調査
 - ②橋梁定期点検：6橋
 - ③橋梁補修設計：4橋
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月7日（金）まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書を参照
- (5) 予定価格 41,408,000円（税抜）

【内訳表】

業務内容	予定価格（税抜）
①インフラ包括管理の導入検討調査	10,060,000円
②橋梁定期点検	7,237,000円
③橋梁補修設計	24,111,000円

※①、②、③は業務ごとに契約を行う。

3. 参加資格

次の各要件を全て満たす事業者に限り応募することが出来る。

- (1) 川西市契約規則第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿に、令和6年1月1日時点で登載されていること。
- (2) 川西市入札参加資格者指名停止基準（平成4年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。なお、破産法に基づく破産の申し立てがなされていないこと。そして、国税及び地方税を滞納していないものであること。
- (5) 川西市暴力団排除に関する条例施行規則（平成24年6月28日規則0第36号）に基づく契約等に係る事務における排除措置を受けていないこと。
- (6) 国等が発注した橋梁の包括管理業務（総合技術監理型）を受注し完了実績のある事業者であること。
- (7) 国等が発注した、橋梁、道路施設又は公園施設の包括管理業務又は同業務の導入可能性検討調査を受注し完了実績のある事業者であること。
- (8) 国・都道府県又は基礎自治体が発注した、橋梁定期点検及び補修設計において【仕様書】第2章4に示す技術者等を本業務に配置できる事業者。ただし、当該技術者等は、事業者との直接的かつ継続的な雇用関係が有る者に限る。

- (9) 国・都道府県又は基礎自治体が発注した、PPP/PFI の導入可能性調査または、アドバイザー業務に従事した経験を有する下記技術者を本業務に配置できる事業者。ただし当該技術者等は、事業者との直接的かつ継続的な雇用関係が有る者に限る。

- ①技術士 総合技術監理部門（建設・鋼構造及びコンクリート）
- ②技術士 建設部門（鋼構造及びコンクリート）
- ③技術士 総合技術監理部門（建設・道路）
- ④技術士 建設部門（道路）

4. 日 程

	日 時	備 考
(1)参加申込の受付開始	令和6年5月8日（水）	
(2)質疑の受付締切	令和6年5月15日（水）15時まで	
(3)質疑の回答	令和6年5月22日（水）	
(4)参加申込の受付締切	令和6年5月29日（水）16時まで	
(5)第1次審査結果通知	令和6年6月4日（火）	
(7)第2次審査	令和6年6月10日（月）13:00以降	プレゼンテーション
(8)第2次審査結果通知	令和6年6月中旬	
(9)契約締結	令和6年6月下旬	

※日程については、変更となる場合がある。

5. 応募の手続き等

- (1) 質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に疑義が生じた場合は、次のとおり質疑書を提出すること。ただし、質疑の回数は1参加者につき1回までとする。

受付期間	令和6年5月8日（水）から令和6年5月15日（水）15時まで
提出方法	下記宛先に電子メールにて質疑書（様式第7号）を提出し、質疑書の提出後、必ず電話で着信確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外による質疑は受け付けない。 川西市 土木部 道路整備課（担当：引地、倉脇、熊井） TEL：072-740-1188（直通） E-Mail：kawa0174@city.kawanishi.lg.jp
回答方法	質疑があった場合は、令和6年5月22日（水）までに市ホームページにて回答する

(2) 参加申込の方法

応募者は、市ホームページから必要書類をダウンロードし、次のとおり必要書類を提出すること。

受付期間	令和6年5月8日（水）から令和6年5月29日（水）まで ただし、土日祝日を除く
受付時間	9時から16時まで ただし12時から12時45分までを除く
受付場所	川西市役所 土木部 道路整備課
提出方法	事前連絡の上、持参に限る
提出書類	①参加申込書（様式第1号） ②事業者概要（様式第2号） ③実績報告調書（様式第3-1号、様式3-2号） （契約書の写し・仕様書の写し・テクリス等内容の解る資料も含む） ④維持管理に関する受賞一覧（様式第4号） ⑤業務実施体制（様式第5号-1・5号-2・5号-3） ⑥見積価格表（様式第15号） ⑦登記事項証明書（履歴事項証明書） 発行日から3ヵ月以内のものに限る ⑧直近1年の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等） ⑨国税についての納税証明書（国税：様式の3の3） ⑩主たる事務所の所在地の市区町村税について滞納がない旨の証明書 発行日から3ヵ月以内のものに限る ⑪プロポーザル企画提案書（様式第9号） ⑫提案書表紙（様式第10号） ⑬インフラ包括管理の導入に関する提案（様式第11号） ⑭橋梁の包括管理に関する提案（様式第12号） ⑮遊休不動産の利活用に関する提案（様式第13号） ⑯橋梁（鋼・コンクリート）分野の学識者の経歴書（様式第14号） 企画提案書は、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成（イメージ図や写真添付可能）し、各ページにページ番号を記入すること
提出部数	原本10部、電子媒体1部（PDF形式CD-RM） 大きさはA4フラットファイルにて提出。 全ての書類において事業者を特定できる情報（事業者名、代表者氏名、住所等）を削除して提出すること なお、市において複写する場合があるため、1部は製本しないで、袋に入れて提出のこと

(3) 企画提案内容

仕様書を踏まえ、次の内容について提案すること。

①インフラ包括管理の導入に関しての提案

本市の課題を踏まえて、具体的な検討方法や調査方法を提案すること。また、本市がインフラの包括管理を導入することによって期待できる効果や、導入に向けたフローなどを提案すること。

②橋梁の包括管理に関する提案

橋梁維持管理業務の包括管理に向けて、本市の課題を踏まえて、最適な実務方法等を提案し、その期待できる効果も提案すること。

③遊休不動産の利活用に関しての提案

川西市が抱える地域課題の解決につながる遊休不動産の活用方法やその活用収益をインフラ管理の財源に還元できる手法などについて提案すること。

6. 事業者の選定

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、ニュータウンの課題解決を目指すインフラ包括管理の導入可能性調査に係るプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

①第1次審査（書類審査）

委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点の合計が高い者から順に3者程度を第2次審査の対象として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合、第1次審査を省略することがある。

②第2次審査（企画提案内容+プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、最高得点を得た者とする。

なお、最高得点者が複数いた場合は、くじとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項は、次のとおりとする。

なお、第1次審査ならびに第2次審査における各審査委員の評価点の平均点が評価点の6割に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

評価基準表（第1次審査 100点、第2次審査 100点）

評価項目		評価の着眼点
経済性	見積価格	・ A×0.798 60点
	橋梁定期点検、補修設計に限る (配点 60点)	・ A×0.798 を超え、A×0.9 未満 20点 ・ 上記以外の見積価格 0点 (A：予定価格) ※見積価格は、千円未満を切り捨てた額とする
業務実績	道路施設等の包括的民間委託業務等における企業の実務実績 (配点 5点)	包括的民間委託業務又は同業務の導入可能性 検討業務に係る業務に対する実績が豊富か 参加事業者中 1番多い 5点 " 2番目に多い 3点 " 3番目 " 2点
	橋梁の設計業務における企業の実務実績 (配点 20点)	包括的民間委託業務（総合技術監理型）の業務実績が豊富か 参加事業者中 1番多い 20点 " 2番目に多い 10点 " 3番目 " 2点
技術力	橋梁業務の点検と補修設計の各担当技術者の配置 (配点 5点)	・ 技術士 建設部門（鋼構造及びコンクリート） 5点 ・ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門） 3点 ・ 上記の資格なし 0点
	橋梁業務の点検と補修設計の配置技術者の受賞歴 (配点 10点)	・ 国等における橋梁の維持管理の受賞歴 参加事業者中 1番多い 10点 " 2番目に多い 5点 " 3番目 2点
企画提案内容	インフラ包括管理の導入に関しての提案 (配点 20点)	本市の課題を踏まえて、包括管理の導入について充分理解し、実現可能性の高いスキームを提案されているか
	橋梁の包括管理に関する提案 (配点 40点)	本市の課題を踏まえて、包括管理について充分理解し、各種提案等が検証等を含めた内容となっているか
	遊休不動産の利活用に関しての提案 (配点 20点)	本市の地域課題の解決に繋がっているのか。遊休不動産の利活用方法は、実現可能性の高いスキームとなっているか
プレゼンテーション	プレゼンテーション (配点 20点)	提案内容に根拠が見られるか 補足説明等が明確で、分かり易い説明をしているか 質問に対する応答の明確性、迅速性が高いか

(5) 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

①日時

令和6年6月10日（月） 13:00～（予定）

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻又は欠席した場合は、参加申込を辞退したものとみなす。

②場所

川西市役所4階 庁議室

③プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき6名以内とする。なお、プレゼンテーションは、本業務に直接携わる者が実施すること。

④実施時間

プレゼンテーション 40分以内。 質疑応答 15分程度。

ただし、準備等にかかる時間は含めない。

⑤その他

- 1) プレゼンテーションの内容は、あらかじめ提出した企画提案書の内容と同一とし、追加資料等の使用は不可とする。
- 2) 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
- 3) プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。
- 4) プレゼンテーションは非公開で行う。

7. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要綱の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が予定価格を超えたとき。
- (5) 受託候補者として不適格と認められるとき。

8. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と市が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたいと、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。

- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、受託候補者と市との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、市に対し、違約金を支

払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して、市に損害を与えたときは、市に対し、その損害を賠償しなければならない。

9. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な書類等については、市が無償で使用できるものとし、参加者は市に対して当該著作権に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、川西市情報公開条例（平成4年3月31日川西市条例第8号）に基づき、参加者と協議し提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (8) 本事業は、国土交通省の「令和6年度先導的官民連携支援事業」の選定を受け、補助金を活用して実施するものである。したがって、調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせ、根拠資料の提出要求等があった場合は、適宜対応すること。なお、調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による調査全体の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがあるため、これを念頭に検討内容の精査、分かりやすい報告書の作成に留意すること。

10. 問い合わせ先

〒666-8501

川西市 土木部 道路整備課 担当：引地、倉脇、熊井

T E L : 072-740-1188

F A X : 072-740-1306

E-mail : kawa0174@city.kawanishi.lg.jp